

健康だより（健康づくり） 職場のタバコ対策

<分煙から禁煙へ>

昨年の世界禁煙デーは「無煙環境を考える」をテーマに、路上喫煙防止や駅構内禁煙、鉄道車両内禁煙化、タクシーの車内禁煙化など、“ケムリの無い環境づくり”が進んできています。

しかし、日本の受動喫煙対策は「先進国で最低レベル」の評価を受け、世界の対策からは大きな遅れがあることを指摘されています。今や、職場や公共施設だけでなく、飲食店やバーでも「禁煙」が世界の潮流になりつつありますが、日本ではせいぜい「分煙」どまり…。タバコの煙に寛容な日本社会の姿が浮き彫りにされています。

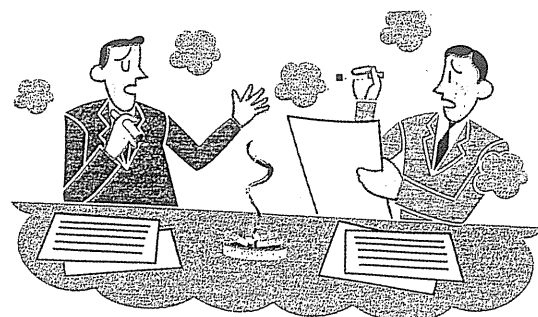
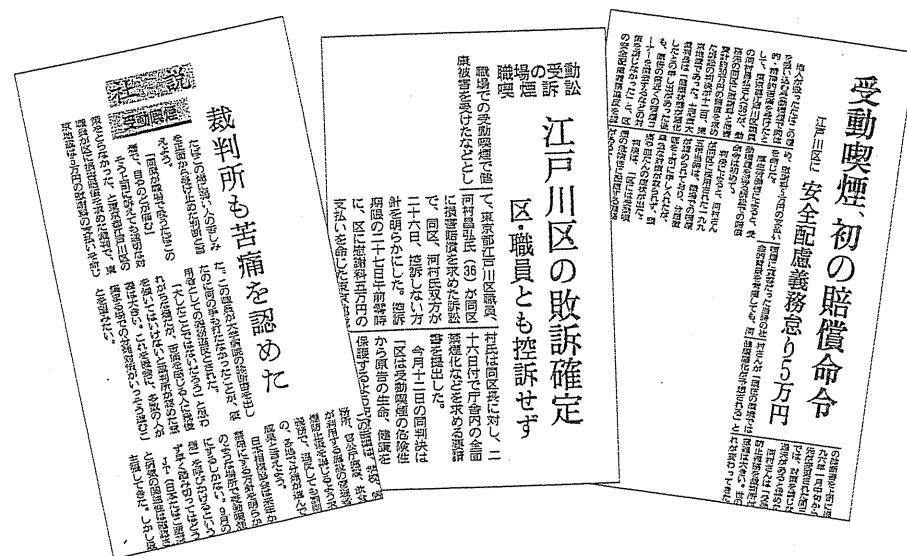
2006 年、国民健康栄養調査では、男性の喫煙率が始めて4割を下回るなど、世界的な禁煙推進の高まりなどもあって、喫煙率は下降を続けています。が、当事業所(クラシエ、カネボウ化粧品)の喫煙率は、年々低下の傾向にあるとはいえ、全国水準から見ても、特に化粧品部門女性の喫煙率は高く対策が必要です。個人の禁煙支援も大切ですが、職場の喫煙対策が望まれます。

分煙対策として、吸えない環境づくりを広げ、喫煙者を減らしていく取り組みが必要です。

<職場の喫煙対策の必要性>

2003 年 5 月、健康増進法や、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(新ガイドライン)により、多くの企業で職場の禁煙化が進められています。健康増進法は努力義務で、違反しても罰則規定はありませんが、法律に違反することは、企業イメージを大きく損なうだけでなく、受動喫煙の被害者から告訴された場合、敗訴することを覚悟しなければなりません。

実際に 2004 年に職場での安全配慮義務違反であるとして、受動喫煙の裁判で賠償命令が出されています(東京江戸川区) 企業の管理責任が問われる時代になってきています。

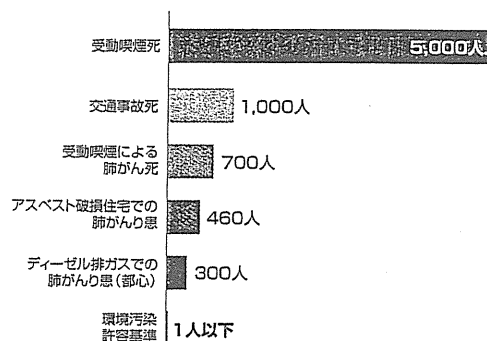


COLUMN

タバコの煙は有害な環境汚染物質

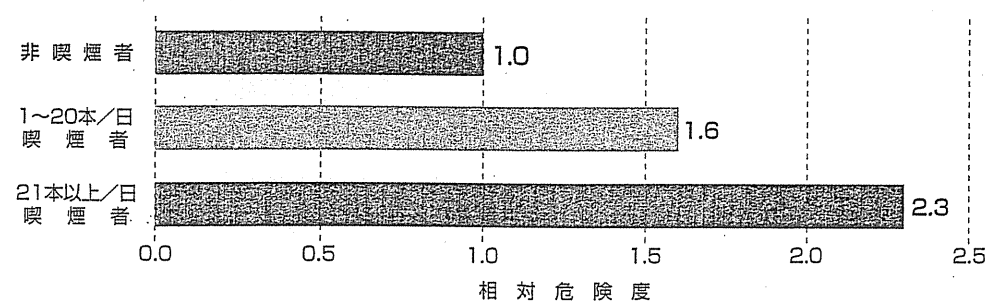
タバコの煙には4,000種類以上の化学物質が含まれ、その中にはニコチン、タール、一酸化炭素、ヒ素、カドミウム、ホルマリン、ダイオキシンなど200種類以上の有害物質があります。しかも、タバコの先端から出ている煙(副流煙)は、喫煙者が吸い込んでいる煙(主流煙)の2~100倍多く有害物質を含んでいるといわれています。受動喫煙は肺がんや心筋梗塞などになる可能性を高め、死亡率で見ると環境汚染物質を規制する基準に比べて5,000倍の危険性があると指摘されています。タバコの煙は「迷惑」というレベルではなく、「有害な環境汚染物質」として取り締まるべきもののなのです。

10万人あたりの生涯リスク



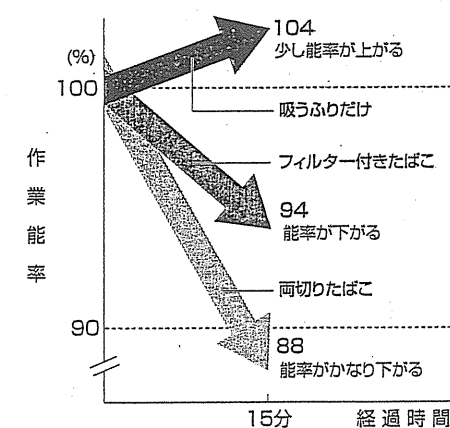
出典：松崎道幸「臨床科学34巻号」1998

喫煙習慣別にみた疾病休業発生(14日以上)の相対危険度



出典：三富美千代ほか、産業衛生学雑誌46巻 臨時増刊号 2004

タバコと作業効率



出典：浅野牧茂「最後の禁煙宣言」講談社、1982

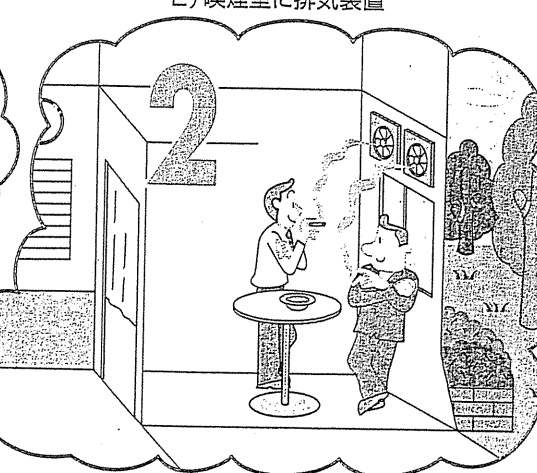
新ガイドライン(平成15年の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」)のポイント

- 設備対策として平成8年のガイドラインでは「喫煙室または喫煙コーナー」の設置等を行うこととされていましたが、新ガイドラインでは、受動喫煙を確実に防止するために、非喫煙場所にタバコの煙が漏れにくい「喫煙室」の設置をすすめています。
- 喫煙室に設置する有効な喫煙対策機器としては、平成8年のガイドラインでは排気装置または空気清浄機のいずれかで行うこととされていますが、空気清浄機では不十分なので、新ガイドラインでは、排気装置による喫煙対策をすすめています。

1) 屋外で喫煙すること



2) 喫煙室に排気装置



排気装置が設置できない場所は禁煙に！

空気清浄機を設置しても有効な受動喫煙対策にはなりません。排気装置(換気扇)が設置できないところでは、灰皿を屋外に移動して禁煙としましょう。

対策費用はゼロですよ。